

令和6年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約の発注見通し及び契約の締結状況

令和6年4月1日現在

契約の発注見通し						契約の締結状況				
No.	所管課	物品又は役務の名称	契約内容	契約期間	契約の相手方の選定基準及び決定方法	契約の申込方法	契約の相手方	契約日	契約金額	契約の相手方とした理由
1	企画地方創生担当	いきいきパークみさきトイレ清掃業務	いきいきパークみさき内にある公衆トイレの清掃	令和6年4月1日～令和7年3月31日	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-
2	企画地方創生担当	多奈川地区多目的公園散水業務	多目的公園内の樹木への散水	令和6年7月中旬～令和6年9月上旬まで	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-
3	企画地方創生担当	いきいきパークみさき芝生広場散水等業務 いきいきパークみさきの芝生広場の散水	いきいきパークみさきの芝生広場の散水	発注者の指示日～令和6年9月上旬	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-
4	企画地方創生担当	広報紙等配送業務	広報紙等の自治区及び施設への配送業務	令和6年4月1日～令和7年3月31日	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-
5	建築課	緑ヶ丘住宅定期維持管理作業	側溝掃除、植木剪定、除草	令和7年3月末日まで	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予算の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-
6	子育て支援課	望海坂3号公園法面等除草業務	児童遊園法面、公園内の除草業務	令和6年9月	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予算の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-
7	子育て支援課	ヒルズ岬児童公園除草業務	児童遊園法面、公園内の除草業務	令和6年9月	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予算の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-
8	土木下水道課	夕野池町民交流広場公衆便所清掃業務	夕野池町民交流広場公衆便所の清掃業務	令和6年4月1日～令和7年3月31日	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-

契約の発注見通し						契約の締結状況				
No.	所管課	物品又は役務の名称	契約内容	契約期間	契約の相手方の選定基準及び決定方法	契約の申込方法	契約の相手方	契約日	契約金額	契約の相手方とした理由
9	土木下水道課	主要地方道岬加太港線外 道路除草業務	主要地方道 岬加太港線及び一般府道 木ノ本岬線 道路施設の除草業務	未定	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-
10	土木下水道課	夕野池及びカйка池町民交流広場草刈業務	夕野池及びカйка池町民交流広場施設の草刈業務	未定	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-
11	土木下水道課	道路、水路の草刈業務	岬町内の草刈業務	未定	○岬町内に所在し、円滑に業務の履行が行える団体であること。 ○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体であること。 ○見積書の徴収による見積額が予定価格の範囲内であること。	見積書提出	-	-	-	-